

機密性 1 情報

以下の内容を、各地方農政局等から都道府県へ周知しています

(別紙)

事務連絡

令和 3 年 12 月 〇 日

各都道府県農林水産物・食品輸出促進関係課担当者 各位

農林水産省北海道農政事務所・各地方農政局・内閣府沖縄総合事務局

〇〇〇〇課

輸出事業計画に基づく輸出予算事業の推進について

日頃より、農林水産物・食品の輸出促進に御尽力いただき、ありがとうございます。

本年 5 月の輸出閣僚会議で取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」においては、「PDCA サイクルを構築し、より効果的な支援策とするため、輸出に関する補助、融資、税制などの支援策について、輸出促進法に基づく輸出事業計画とリンクさせる方向で検討する」ことが明記されました。

11 月 26 日に令和 3 年度第 1 号補正予算が閣議決定されたところですが、このことを踏まえ、今回の補正予算から、輸出予算事業について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）の規定による輸出事業計画とリンクさせることとし、各種事業において、輸出事業計画の策定を求めることとします。

また、輸出事業計画とリンクする事業については、輸出環境の整備を目的としたハード事業、輸出産地の形成を目的とするソフト事業が対象となり、具体的には（別添）の事業となります。

各担当におかれては、輸出に関する事業者から（別添）の事業についての相談があった場合には、輸出事業計画の作成等が必要である旨を説明いただくとともに、事業によって申請内容が異なることから、具体的な申請手続きについては、（別添）の各事業の問合せ先を案内いただくよう、よろしく願いいたします（なお、輸出事業計画全体の問合せについても、（別添）の問合せ先をご案内ください。）。

問合せ先

農林水産省北海道農政事務所・各地方農政局・内閣府沖縄総合事務局

〇〇〇〇課

担当：〇〇〇〇

電話：〇〇〇〇

以上

輸出事業計画とリンクする事業及び問合せ先等

1. 輸出事業計画とリンクする事業及び問合せ先

事業名	問合せ先
食品産業の輸出向けH A C C P 等対応施設整備緊急対策	北海道農政事務所 事業支援課 (電話 : 011-330-8810)
	東北農政局 輸出促進課 (電話 : 022-221-6402)
	関東農政局 輸出促進課 (電話 : 048-740-5351)
	北陸農政局 輸出促進課 (電話 : 076-232-4233)
	東海農政局 輸出促進課 (電話 : 052-223-4619)
	近畿農政局 輸出促進課 (電話 : 075-414-9101)
	中国四国農政局 輸出促進課 (電話 : 086-230-4258)
	九州農政局 輸出促進課 (電話 : 096-300-6201)
沖縄総合事務局 食料産業課 (電話 : 098-866-1673)	
(略)	(略)

2. 輸出事業計画全般の問合せ先

	問合せ先
輸出事業計画全般	北海道農政事務所 事業支援課 (電話 : 011-330-8810)
	東北農政局 輸出促進課 (電話 : 022-221-6402)
	関東農政局 輸出促進課 (電話 : 048-740-0461)
	北陸農政局 輸出促進課 (電話 : 076-232-4233)
	東海農政局 輸出促進課 (電話 : 052-223-4619)
	近畿農政局 輸出促進課 (電話 : 075-414-9101)
	中国四国農政局 輸出促進課 (電話 : 086-230-4258)
	九州農政局 輸出促進課 (電話 : 096-300-6340)
沖縄総合事務局 食料産業課 (電話 : 098-866-1673)	